

福祉分野の重点事項2（地域福祉）（案）

誰もが安心して地域で暮らせる支援の推進

【検討の視点】

- 長引く物価高騰等による経済的な困窮とともに、単身世帯の増加に伴い家族機能が低下し地域のつながりも希薄化する中で、様々な生活課題を抱える人が世代に関わらず今後も増えていくことが見込まれる。誰もが安心して地域で暮らしていけるよう、一人ひとりに寄り添い、個人の尊厳と意思を尊重して、その人の持つ力を引き出す支援と地域で支える仕組みが求められている。
- こうした課題に対応する目黒区の主な取組として、ここでは、「住まいの支援」、「ひきこもりの状態にある人への支援」、「高齢者を中心とした身寄りのない人への支援」、「権利擁護支援」の4つを取り上げる。
- これらの取組は、相互に関連しながら、いずれも先に検討した包括的な支援体制の充実を図ることにより、推進されるものと考える。ただ、着手段階のものもあり、その在り方を含めて課題を整理し、今後の展開を検討することが必要である。

1 住まいの支援（参考資料1：相談実績、支援事例、法改正概要）

【現状・課題】

- 住まいは、人が地域社会のつながりを保ちながら生活していく拠点であり、その確保は、自立した生活を支える基本となるものである。持ち家のない単身高齢者世帯数の増加、物価高騰に伴う困窮状態に陥った生活困窮者の増加等、社会経済状況が大きく変化する中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、住まいの支援は重要な施策となっている。
- 高齢者をはじめ、障害者、ひとり親家庭、低額所得者など、住宅の確保に特に配慮を要する「住宅確保要配慮者」は、自力で住まいを確保することが難しい場合がある。このため、住まいの確保には様々な支援が必要であり、行政の福祉部局と住宅部局等の関係部局、地域福祉団体及び不動産団体等による一体的な取組が求められている。
- 区では、包括的な相談支援機関である「福祉の総合相談窓口」に住まいの相談員を配置し、生活支援と一体的な住まいの相談支援を強化することで、ワンストップ型の相談支援体制の更なる充実を図っている。さらに、「目黒区居住支援協議会」では、地域福祉団体、不動産団体、行政が一体となって住宅確保要配慮者の居住支援に関する必要な支援策について専門的な意見交換を行い、福祉型の居住支援を推進している。
- 身体状況や経済状況などによる多様なニーズに応じて住まいを選択できるよう、高齢者福祉住宅の提供、都市型軽費老人ホームや障害者グループホーム等の施設整備の支援を行うとともに、民間賃貸住宅の情報提供、家賃等債務保証及び家賃助成を行っている。

【取組の方向性】

- 転居により居住地域や環境が変わることは、地域とのつながりや、かかりつけ医への受

診、介護サービスの利用など、生活していく上での様々な影響をもたらすため、住まいの確保にあたっては、民間賃貸住宅への入居促進のみならず、健康状況や介護等によりどのような住まいが望ましいのか、本人の意思を尊重しながら、多様な視点での支援が求められる。

- 居住の安定により地域生活の向上を図るために、福祉の総合相談窓口での住まいに関する相談を通じて、本人が必要な生活支援を受けられるよう、関係機関と連携した包括的な支援を着実に行う必要がある。さらに、地域住民やボランティアなどによる見守りの活動を進めていくことも重要である。
- また、不動産事業者や家主の理解の促進を図るとともに、居住支援協議会での情報共有や意見交換、取組の検証を踏まえ、居住支援施策に関する既存事業やサービスの在り方について検討し改善していくことが求められる。
- あわせて、家賃助成等の居住支援施策のほか、民間事業者による都市型経費老人ホーム、地域密着型サービスや障害者グループホーム等の整備促進に取り組むことも不可欠である。
- こうした取組の検討にあたっては、目黒区住生活マスタートップランとの整合を図っていくことが必要である。

【国等の動き】

- 令和6年4月、単身高齢者世帯の増加等を踏まえた安定的な居住確保の支援等を目的に、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が公布され、令和7年4月に施行された。これにより、生活困窮者自立支援法に居住支援の強化が新たに定められた。
- 令和6年6月、住宅確保要配慮者の円滑な入居促進に向けて、住宅セーフティネット法等の一部を改正する法律が公布され、令和7年10月1日に施行された。これにより、居住支援法人等が要配慮者のニーズに応じて安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う居住サポート住宅（居住安定援助賃貸住宅）の認定制度が創設された。

2 ひきこもりの状態にある人への支援（参考資料2：相談・事業の実績、支援事例）

【現状・課題】

- ひきこもり、8050問題などの複雑な生活課題を抱えながら必要な支援を受けられず、孤立する人や世帯が多く存在することが近年明らかになり、深刻な社会問題となっている。
- こうした課題の多くは、本人や家族が自ら支援を求めることが難しい傾向にあることから表に現れにくく、周囲の人や支援者が気づかず、長期間、相談機関につながらない状況に陥りやすい。また、本人や家族の生きづらさや生活上の困難は、個別性が高く、既存の各制度では支援が難しい場合がある。
- 区では、福祉総合課と保健所に「ひきこもり相談窓口」を置き、様々な関係機関と連携して「断らない相談支援」に取り組むとともに、随時の相談に加えて「ひきこもり相談会」

や「オンライン相談」を実施し、多様な相談の機会を設けている。令和元年度に416件だった相談件数は、コロナ禍の時期に減少したものの、令和6年度には668件となり、増加傾向にある。保健所では精神疾患の発病が原因でひきこもり状態となっていることが疑われた場合は、精神保健相談（精神科医との相談）等の事業を家族に利用してもらうなどして医療につなぐ支援を行っている。また、社会福祉協議会のコミュニティ・ソーシャルワーカーが、地域活動の中で立ち上げを支援した「ひきこもり家族会」へのサポートを続けながら、区の「ひきこもり相談窓口」等の関係機関につなぐなど、家族への相談支援を行っている。

- こうしたひきこもりの相談から見えてきた支援が難しい要因には、「本人がひきこもりを認めない」、「家族がゴールを就労と考えたり、本人が怠けていると捉えたりするなど、家族の理解と協力が得づらい」などが挙げられる。その一方で、「本人は安心して過ごすことができ、専門的な支援者がいる居場所を必要としている」といった状況も伺える。
- 区が令和7年7月に民生委員・児童委員や地域で活動する団体、事業者等を対象に実施した地域福祉に関する調査では、ひきこもりの相談を受けたことがあると回答した団体等は約15%で、その対応に困ったこととして「家族には会えるが、本人に会うことができず支援につながりにくい」「子どもの場合は、教育と福祉の窓口が分かれているため対応しにくい」などの記述回答があった。
- 相談支援機関や活動団体等、様々な関係者が把握し受け止めた実際の状況を踏まえて、取組を進めていくことが重要である。併せて、ひきこもりについて区民が正しく理解することが大切であり、普及啓発の講演会や様々な媒体による相談窓口の周知を一層進めていく必要がある。

【取組の方向性】

- 令和7年4月に、ひきこもりの状態にある人を対象とした居場所づくりを始めた。運営をNPO法人「楽の会リーラ」に委託し、ひきこもり経験者や家族がピアソーターとして活躍できる場を創設した。当事者目線での運営により本人が安心して参加できる環境を月に一度、提供しており、参加者は、4月当初は10人だったが、10月には14人となり増加傾向にある。
- 居場所は、ひきこもりの状態にあり生きづらさを感じる人が安心して過ごすことができ、多様な社会参加や仲間づくりの場であるとともに、就労支援や自立相談支援機関等につながるきっかけとなる情報に触れられる場にもなっており、その充実が求められる。
- また、ひきこもりの状態にある人の視点に立つと、支援は区内に留まらず、自治体をまたいだ広域的な連携による取組が効果的である。近隣自治体や関係機関と情報交換を行いながら支援の輪を広げていくことが必要である。

【国等の動き】

- 令和7年1月に厚生労働省がひきこもり状態にある人やその家族に関わる支援者向けに

「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」を示した。ひきこもり支援の対象者は、「社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態であり、かつ、支援を必要とする本人及び家族」とされ、その状態にある期間は問わないとされている。

また、ハンドブックは、ひきこもり支援の目指す姿として、本人及び家族自身の意思で今後の生き方や社会との関わり方などを決める「自律」を掲げた。相談支援機関は、本人及び家族の尊厳を守り、寄り添いながら丁寧な相談支援を実施すること、一人ひとりの思いを受け止め、そのペースに合わせたオーダーメイドの伴奏型支援を継続することが求められる、としている。

3 高齢者を中心とした身寄りのない人への支援

（参考資料3：人口・世帯数の推移予測、国・都の関連事業の概要）

【現状・課題】

- 高齢者を中心として単身世帯等の増加が見込まれる中、身寄りのない高齢者を対象とした身元保証や身元引受、日常生活の支援、死後事務委任を担う民間サービスの需要が高まっているが、ひとり暮らしの高齢者などがエンディング（終活）に関する不安を解消し、安心して生活が送れるよう、目黒区社会福祉協議会では啓発事業として、終活に関する講演会や相談会等を実施している。
- 相談・遺言をはじめとした、終身サポート事業などに関する相談があった場合は、同協議会の権利擁護センター「めぐろ」で可能な範囲で対応しているが、相談内容によっては、十分な支援につなげにくい等の課題がある。
- 目黒区の人口、世帯数の推移予測では、令和7年（2025年）に16,000余の高齢者単身世帯数は、令和42年（2060年）には33,000余となり、倍増する。全世帯数に占める割合も大幅に伸びる見込みである。生産年齢人口の減少が進むことを踏まえ、限られた人材・資源を有効に活用した支援の仕組みづくりが求められる。

【取組の方向性】

- 福祉の総合相談窓口や地域包括支援センター、社会福祉協議会等が相談を受け、関係機関と連携しながら支援を行っているが、判断能力が十分ではない方などの権利擁護支援との関連も含め包括的な支援に向けて、身寄りのない人が安心して暮らせる制度設計を検討していく必要がある。
- 国の検討会議では、日常的な金銭管理や福祉サービス等の利用支援を行う現行の「日常生活自立支援事業」に、入院・入所手続き、死後事務支援を加えた事業の新設を提言している。新事業の具体的な実施に向けては、担い手の確保をはじめ、支援範囲の検討や関係機関との連携体制の構築等の課題整理が必要となる。このため、区は国の動向を注視しつつ、権利擁護支援の中心となる権利擁護センター「めぐろ」と検討を進め、高齢者を中心とし

た身寄りのない人への支援に取り組んでいくことが求められる。

【国等の動き】

- 令和7年5月の国の「地域共生社会の在り方検討会議」（中間取りまとめ）では、身寄りのない高齢者等への対応として、①相談支援機能の強化、②日常生活支援、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業の新設と多様な主体の参画、③ネットワークの構築（既存ネットワークの活用）を提言した。この提言を受けて、社会保障審議会福祉部会で検討が進められている。
- 東京都は、令和6年度から「単身高齢者等の総合相談支援事業」を区市町村への補助事業として実施し、一般相談と弁護士等の専門職による専門相談を必須事業としている。

4 権利擁護支援（参考資料4：事業実績、国の関連資料）

【現状・課題】

- 区では、平成15年に権利擁護センター「めぐろ」（運営は目黒区社会福祉協議会）を開設し、成年後見制度推進機関として、制度の利用に関する相談、後見人等の候補者の紹介、後見人等へのサポート、市民後見人の養成、制度普及事業などに取り組んできている。
- 成年後見制度の利用促進のための法律や国の計画を踏まえ、区は、令和6年3月に「目黒区成年後見制度利用促進基本計画」を策定した。この計画に基づき、権利擁護支援を必要としている人も含めたすべての人が尊厳を保ち、自分らしく暮らし続け、地域社会に参加できるようにするため、福祉・行政・司法など多様な分野が連携する仕組みである「地域連携ネットワークづくりの推進」に取り組んでいる。令和7年3月には「目黒区成年後見制度に係る協議会（以下、「協議会」という）を設置し、協議会の運営などネットワークのコーディネート等を担う「中核機関」を目黒区社会福祉協議会に委託している。
- 中核機関のコーディネート機能には、①相談受付、アセスメント、支援方針の検討、②制度の利用促進（候補者の推薦等）、③後見人等への支援（モニタリング、バックアップ）などがあるが、令和7年度は、①の充実を目指し、区長申立て（親族に代わり区長が後見等開始の申立てを行う制度）に係る検討及びその体制の充実に取り組んでいる。
- 区長申立てでは、協議会を月1回開催し、構成員は各専門職と区の担当職員で、中核機関である権利擁護センター「めぐろ」が運営にあたっている。協議会では、対象者の状況確認、支援内容や方向性、後見人に求められる資質等を検討しており、こうした検討の積み重ねを活かした、区長申立て以外のケースへの対応を見据え、意見交換が行われている。

【取組の方向性】

- 区民一人ひとりの権利と利益を守るため、現計画の基本的な考え方にある「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」（日常的に本人を支える「チーム」、専門的な支援を連携して提供する「協議会」、ネットワーク全体の調整役である「中核機関」の三つで構成）により、成年後見制度の利用促進に引き続き取り組むことが必要である。その上で、今後、予

想される関連法や制度の改正等を踏まえて、権利擁護支援のための具体的な施策展開が求められる。

○また、総合的な権利擁護支援策の充実を目指して、成年後見制度以外の支援策（日常生活支援、入院入所支援、死後事務支援等）についても、本人の意思決定支援を重視した包括的な取組が必要である。国の動向を注視し、多様な主体の参画を検討しながら、多様化する権利擁護支援に取り組むことが求められている。

【国等の動き】

○制度開始から四半世紀を経過した成年後見制度は、社会状況の変化を踏まえ、制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続や権利利益の擁護等を一層図る観点から見直しが必要とされ、法制審議会民法（成年後見等関係）部会で検討が行われている。

○令和7年9月の社会保障審議会福祉部会では、判断能力が十分ではなく権利擁護の必要性がある方への支援には、市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を基盤として、関係機関で相談を受け、関係者間の情報共有や支援方針の検討を通じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を含めた地域の権利擁護支援策を調整して、チームによる適切な支援が行われるようにすることが必要とされ、こうした支援体制を整備する観点から、必要な取組を検討することが示されている。

○さらに、地域共生社会の在り方検討会議中間とりまとめ（令和7年5月）では、福祉サービス提供等における意思決定支援への配慮や中核機関の位置づけについて、法令上明確化するための検討を進めるべきと示された。